［2～15　略］

［2～5　略］

改正後	改正前
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

三十三　平成二十八年総務省告示第三百八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

［2～15　同左］

［2～5　同左］

改正後			改正前		
［1～3　略］			［1～3　同左］		
4　電気供給業務用伝搬障害防止区域			4　［同左］		
区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲	区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
［1～4　略］			［1～4　同左］		
5	削除		5	(1)　茨城県猿島郡境町大字大歩字苅豆東1292　(86.00) (2)　埼玉県白岡市上野田1501　(111.50)	北緯36度06分23秒東経139度49分55秒の地点と北緯36度01分33秒東経139度41分26秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［6～93　略］			［6～93　同左］		
備考　表中の［　］の記載は注記である。					

○総務省告示第六十八号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第一百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十六日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。